

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年10月29日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総総第507号
平成26年10月16日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 小川 智之 様
同 川岸 俊洋 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第8号及び平成25年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア さく井設備工事における監督職員の立会いを適正に行うべきもの [都市局：千葉市立おゆみ野南小学校防災施設設置さく井外工事]</p> <p>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によると、さく井設備工事における掘削完了後の深度確認、ケーシング及びスクリーンの据付け並びに砂利充てんを行う場合には、施工上必要な指示や検査等を行うために、監督職員が立会うこととなっている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、非常用井戸の設置工事におけるケーシング及びスクリーンの据付時での監督職員の立会いは行っていたが、掘削完了後の深度確認及び砂利充てん時における立会いは行っていなかった。</p> <p>さく井設備工事における監督職員の立会いについては、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に基づき適正に行われたい。</p>	<p>さく井設備工事における監督職員の立会いについては、平成26年4月17日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、工事における監督職員の立会いについて確認を行った。</p>
<p>イ 高所作業における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：千葉市立幸町第三小学校屋内運動場耐震補強工事]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、屋内運動場付属屋のひさしの防水工事を行う際に、高さ2メートル以上の箇所で墜落の危険性があるにもかかわらず、手すり等が設けられていなかった。</p> <p>高所作業においては、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>高所作業における作業員の安全確保については、平成26年4月17日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、事故を未然に防止するため、労働安全衛生規則を遵守し、手すり等を適切に設けるなど、作業員の安全を確保することについて、受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、工事における安全対策について確認を行った。</p>